

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する委託業務（建築物及び土木に関する工事の設計を目的とする業務を除く。）について、公募型プロポーザル方式を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、「公募型プロポーザル方式」とは、委託業務の受託候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募により選定し、当該委託業務に係る実施方針、企画提案書等に関する提案を受け、当該提案の審査及び評価を行い、当該委託業務の履行に最も適した受託候補者を特定する方式をいう。

(対象となる委託業務)

第3条 市長は、次に掲げる委託業務（当該委託業務に係る契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約に該当するものに限る。）のうち、受託者の能力、技術、感性、経験等により履行内容若しくは履行方法に顕著な差異が現れるため、価格のみによる競争では所期の目的を達成できない業務又は仕様書で具体的な契約内容を規定することが困難な業務を対象とする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画
- (2) 展示に係る設計
- (3) 情報システムの開発
- (4) イベントの企画及び運営
- (5) ホームページの企画及び制作
- (6) 冊子又は映像の企画及び制作
- (7) その他市長が必要があると認める委託業務

(実施対象案件の決定)

第4条 市長は、前条に規定する委託業務を発注しようとする場合は、予定価格が500万円以上のときは金沢市入札契約手続審査委員会（金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第50条に規定する金沢市入札契約手続審査委員会をいう。以下同じ。）の審議を経て、予定価格が500万円未満のときは別に定めるところにより、当該委託業務を公募型プロポーザル方式の実施の対象とするものの適否を決定するものとする。

(選定委員会の設置)

第5条 市長は、前条の規定により、当該委託業務を公募型プロポーザル方式の実施の対象に決定したときは、速やかに当該委託業務の案件ごとに選定委員会を設置するものとする。

2 選定委員会は、委員5人以上で組織する。

3 委員は、次に掲げるもののうちから、当該委託業務の内容等を考慮のうえ、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 当該委託業務に関し専門性を有する者

(3) 本市の職員

(4) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委員会の設置に係る委託業務の案件に関する審議等が終了する日までとする。

(選定委員会の業務)

第6条 選定委員会は、公募型プロポーザル方式の実施に当たり、次に掲げる事項に関する審議等を行う。

(1) 公募資格要件の設定

(2) 公募型プロポーザル方式の実施に係る要領（以下「実施要領」という。）の作成

(3) 参加表明書の提出者のうちから企画提案書の提出者を選定するための基準（以下「選定基準」という。）の設定

(4) 企画提案書の提案項目の設定

(5) 企画提案書を特定するための評価基準の設定

(6) 企画提案書の提出を依頼する者の選定

(7) 企画提案書の特定

(8) その他市長が必要と認める事項

2 選定委員会の庶務は、当該委託業務の案件を所管する課が行うものとする。

(提案項目)

第7条 企画提案書の提案項目の内容については、当該委託業務の特性に応じて、次に掲げる事項のうちから選択するものとする。

(1) 同種又は類似の業務の実績

- (2) 委託業務の実施に当たり必要となる設備及びシステムの有無並びに概要
- (3) 委託業務に必要な専門分野別の技術職員、資格者等の状況
- (4) 配置予定技術職員、経歴及び手持ち業務の状況
- (5) 当該委託業務の実施体制
- (6) 再委託等の有無（発注者の承諾を要するものに限る。）
- (7) 委託業務の実施の方針及び手法
- (8) 委託業務実施に係る必要経費（後年度に必要経費がある場合は、年度ごとの必要経費を含む。）
- (9) その他委託業務の実施に必要な事項
（参加表明者の公募）

第8条 市長は、公募型プロポーザル方式実施の対象に決定した委託業務の発注に当たっては、当該委託業務の案件ごとに、次に掲げる事項を掲示、インターネットその他の方法により公告し、公募型プロポーザル方式への参加を希望する者（以下「参加表明者」という。）を公募するものとする。

- (1) 委託業務の名称、内容及び履行期限
- (2) 公募資格要件
- (3) 実施要領等の交付の期間、場所及び方法
- (4) 委託業務を所管する課の名称
- (5) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (6) 参加表明書及び企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (7) 企画提案書の提出者を選定するための基準
- (8) 企画提案書の特定をするための評価基準
- (10) その他市長が必要があると認める事項

（参加表明書の提出）

第9条 市長は、企画提案書の提出者を選定するため、参加表明者から参加表明書その他市長が必要があると認める書類（以下「参加表明書等」という。）の提出を求めるものとする。

（企画提案書の提出者の選定）

第10条 市長は、参加表明者から参加表明書等が提出されたときは、企画提案書の提出者の選定に関し、選定委員会に諮るものとする。

2 選定委員会は、選定基準に基づき、参加表明者から提出された参加表明書等を審査のうえ、当該参加表明者のうちから企画提案書の提出者として適する者を選定するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき選定された参加表明者に対し、企画提案書の提出の要請（以下「選定通知」という。）を行うものとする。

（非選定理由の説明）

第11条 市長は、企画提案書の提出者として選定しなかった参加表明者に対し、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を通知するものとする。この場合において、当該通知は、選定通知と同時に行うものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）の日数は、参入しない。）以内に、書面により、市長に対し非選定理由についての説明を求めることができる。

3 市長は、非選定理由についての説明を求められたときは、前項に規定する期間の末日の翌日から起算して10日（日曜日等の日数は、参入しない。）以内に、書面により回答するものとする。

4 前3項に規定する事項については、実施要領に明記しなければならない。

5 第1項の規定による通知には、第2項に規定する事項及び選定基準のいずれの基準項目に該当しないため選定されなかったかを明記しなければならない。

（企画提案書の提出者の選定手続の省略）

第12条 前2条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、第10条の規定による選定委員会の選定によることなく、参加表明書の提出者全員に対し、企画提案書の提出の要請を行うことができる。

（企画提案書の特定）

第13条 市長は、企画提案書が提出されたときは、企画提案書の特定に関し、選定委員会に諮るものとする。

2 選定委員会は、評価基準に基づき、提出された企画提案書を審査のうえ、当該企画提案書のうちから委託業務に最適なものを特定するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき特定された企画提案書について、金沢市入札契約手続審査委員会の審議を経て、最適な企画提案書であることを決定するものとする。

4 市長は、前項の規定による決定をしたときは、当該決定をした企画提案書の提出者に対し、企画提案書を特定した旨の通知（以下「特定通知」という。）を行うものとする。
（非特定理由の説明）

第14条 市長は、企画提案書を提出した者のうち企画提案書として特定されなかった者に対し、その者から提出された企画提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を通知するものとする。この場合において、当該通知は、特定通知と同時に行うものとする。

2 第11条第2項及び第3項の規定は、非特定理由の通知を受けた者が市長に非特定理由についての説明を求める場合について準用する。

3 第1項に規定する事項及び前項において準用する第11条第2項及び第3項に規定する事項については、実施要領に明記しなければならない。

4 第1項の規定による通知には、第2項において準用する第11条第2項に規定する事項及び企画提案書を特定するための評価基準のいずれの基準項目に該当しないため特定されなかったかを明記しなければならない。

（実施上の留意事項）

第15条 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とするものとする。

2 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者に返却しないものとする。

3 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して金沢市入札参加資格者指名停止措置要領（平成19年4月1日決裁）に基づく指名停止を行うことができる。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。